

保健♥福祉

ホームページ
簡単検索
詳しくは裏表紙

ガイドブック

～障がい福祉編～

令和 7(2025)年度版



フモツケ
ふくし
ウツテツケ

下野市社会福祉課



下野市ホームページ
保健福祉ガイドブック～障がい福祉編～

もくじ

内容

制度について	1
障害者総合支援法によるサービス	1
児童福祉法によるサービス	3
身体障害者手帳	4
療育手帳	4
精神障害者保健福祉手帳	4
助成金・給付事業について	5
特別障害者手当	5
障害児福祉手当	5
特別児童扶養手当	5
難病患者等福祉手当	6
身体障がい者（児）補装具費支給	6
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	6
障がい者（児）日常生活用具給付	7
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	7
障害基礎年金	8
ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付	8
医療費について	9
自立支援医療（更生医療）	9
自立支援医療（精神通院）	9
自立支援医療（育成医療）	9
重度心身障がい者医療費助成制度	10
生活に役立つ支援	11
意思疎通支援事業	11
移動支援事業	11
訪問入浴サービス	11
日中一時支援事業	11
福祉タクシー利用券の交付	12
避難行動要支援者名簿への登録	12
心身障害者扶養共済制度	12
NHK 放送受信料の減免	13

有料道路通行料金の割引	13
おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業	13
軽自動車税（種別割）の減免	14
自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免	15
親の会、当事者団体、交流事業等	17
あすてらすしもつけ	19
声かけふれあい収集	19
安否確認・緊急通報システムの貸与	19
徘徊高齢者等あんしんサービス	20
市内の施設を利用したい	21
市内の障がい福祉サービス施設・事業所	21
身近な相談窓口	33
下野市障がい児者相談支援センター	33
福祉まるごと相談窓口	33
下野市成年後見サポートセンター	33
心配ごと・悩みごと相談、法律相談	33
健康相談	34
こころの健康相談	34
参考資料	35
障がいに関するシンボルマーク	35

制度について

障害者総合支援法によるサービス

Q 001440

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスは、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。（※認定された障害支援区分により受けられるサービスが異なります。）

介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時において必要な援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等 給付	自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

	宿泊型自立訓練	居室等を利用させるとともに、家事等の日常生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して就労した人に就労の継続を図るために必要な支援を行います。
	就労継続支援 (A 型・B 型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域 相談 支援 給付	地域移行支援	入所、入院していた人に住居の確保その他の地域生活に移行するための必要な支援を行います。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設等を利用しており一人暮らしを希望している人に必要な支援を行います。

- 対象者 身体・知的・精神に障がいのある方、難病患者等で一定の障がいがある方
- 備 考 自己負担は原則としてサービス利用費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス等は、障がい児の生活能力の向上や集団生活への適応訓練を図る「通所系サービス」と、施設や医療機関に入所する障がい児の保護、日常生活の指導等を行う「入所系サービス」に分けられます。

障害児 通所系	児童発達支援	療育が必要な未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型 児童発達支援	療育が必要な未就学児で医療行為が必要な障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児 入所系	福祉型 障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型 障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障がい児に、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

- 対象者 身体・知的・精神（発達障がいを含む）に障がいのある方、難病患者等で一定の障がいがある方
- 備考 自己負担は原則としてサービス利用費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

身体障害者手帳

Q 001469

身体に一定以上の永続する障がいを持つ方で、身体障がい者程度等級表に該当すると認められた場合に手帳が交付されます。この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。申請には指定の診断書、写真、マイナンバーがわかるものが必要です。

●**障がいの種類** 肢体、視覚、聴覚または平衡機能、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、免疫機能に永続する障がいのある方

療育手帳

Q 002405

児童相談所（１８歳未満）または栃木県障害者総合相談所（１８歳以上）において、知的障がいの状態にあると判定された方に手帳が交付されます。この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。申請には写真とマイナンバーがわかるものが必要です。新規申請の際は、ご本人との面接が必要ですので、事前に社会福祉課まで予約のご連絡をお願いします。

精神障害者保健福祉手帳

Q 001503

精神疾患（知的障がいを除く）を持つ方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方に対して、自立と社会復帰・社会参加のために手帳が交付されます。申請には指定の診断書、または障害年金証書の写し及び障害年金振込通知書の写しのほか、写真、マイナンバーがわかるものが必要です。

助成金・給付事業について

特別障害者手当

Q 001948

精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に対し手当が支給されます。

●対象者 次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1・2級程度の異なる障がい重複している方
- ②身体障害者手帳1・2級程度の障がい及び最重度の知的障がい等が重複している方
- ③精神または身体に前記と同程度の障がい、疾病等のある方

●手 当 月額29,590円

●備 考 支給月は2月・5月・8月・11月です。(前月分までの支給となります)
なお、支給額は国の施策により改定されることがあります。

障害児福祉手当

Q 004144

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の方に対し手当が支給されます。

●対象者 次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1・2級の一部の方
- ②最重度の知的障がいがある方
- ③精神または身体に前記と同程度の障がい、疾病等のある方

●手 当 月額16,100円

●備 考 支給月は2月・5月・8月・11月です。(前月分までの支給となります)
なお、支給額は国の施策により改定されることがあります。

特別児童扶養手当

Q 004142

障がいのある20歳未満の児童を養育している方に対し手当が支給されます。

●手 当 1級：月額56,800円 2級：月額37,830円

※所得制限があります。

※児童が施設に入所している場合は支給されません。

●備 考 支給月は8月(4～7月分)、11月(8～11月分)、4月(12～3月分)です。なお、支給額は国の施策により改定されることがあります。

難病患者等福祉手当

Q 001433

国が指定した難病の対象となっている難病患者または小児慢性特定疾病患者に手当が支給されます。

- 対象者** 特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方
- 手 当** 月額2,500円
- 備 考** 申請月から支給の対象となり、支給は9月と3月の年2回です。

身体障がい者（児）補装具費支給

Q 002331

身体障がい者及び身体障がい児の失われた身体機能を補完または代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図るため、補装具費が支給されます。

- 対象者** 身体障害者手帳所持者・難病患者等で補装具装着が必要と認められた方
- 備 考** 自己負担は原則として補装具費の1割負担です。（基準額の範囲内）
ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

Q 006088

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいを持つ18歳未満の児童の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器の購入や修理について、費用の一部助成を行います。

- 対象者** 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の児童
- 自己負担** 原則として購入・修理費用の1/3です。（基準額の範囲内）
ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

障がい者（児）日常生活用具給付

002331

障がい者及び障がい児が自立した日常生活を送ることができるよう、日常生活用具の給付を行います。

- 対象者** 市内に居住する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者・難病患者等で、用具の給付により日常生活における負担を軽減できると認められた方
- 備考** 自己負担額は原則として日常生活用具費の1割負担です。（基準額の範囲内）ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

002331

障がい者及び障がい児が自立した日常生活を送ることができるよう、日常生活用具の給付を行います。

- 対象者** 市内に居住する、小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの、障がい者（児）のうち日常生活用具給付用具の給付対象とならない方で、給付用具の対象者に該当すると認められた方
- 備考** 自己負担額は収入に応じて決定します。（基準額の範囲内）

001437

障害基礎年金

市民課 保険年金グループ ☎32-8895

次の要件をすべて満たす方に障害基礎年金が支給されます。

●要件

- ①初診日が20歳前または、国民年金に加入中である方。または、60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間に初診日がある方。
- ②初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。ただし、2026年3月末日までの初診日の傷病については、直近の1年間の保険料納付済期間または免除期間であればよいことになっています。（初診が20歳前の方は除く。）
- ③障がい認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）に一定以上の障がい（国民年金法の1・2級）の状態にあること。または、65歳に達するまでの間に、一定以上の障がいの状態にあること。ただし、20歳前の初診日にかかる障がいについては、20歳以降に一定以上の障がいの状態にあれば支給されます。

●年金額

1 級	障害基礎年金2級の支給額 × 1.25（※子の加算があります。）
2 級	老齢基礎年金の満額と同額（※子の加算があります。）

●支給制限 20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。

ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付

🔍 001016

在宅等で常に紙おむつ・尿とりパットを使用している方に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を交付します。

●対象者 市内に住所を有し、いずれかを満たす方 ※施設入所の方は対象外です。

- ①満65歳以上で常にねたきりの状態または認知症のため介護保険の要介護状態区分2～5の認定を受け、常時紙おむつを使用している在宅及び入院の方
- ②身体障害者手帳1・2級または療育手帳の交付を受け、在宅等で常時紙おむつを使用している方

医療費について

自立支援医療（更生医療）

Q 001330

社会福祉課 医療費助成グループ ☎32-8902

身体障がい者が障がいの程度を軽減したり、障がいを取り除くための医療等の給付を行います。

- 対象者 身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で、心臓ペースメーカー埋め込み術、人工透析、人工関節置換術等の医療を受ける方
- 備考 自己負担は原則として医療費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担です。

自立支援医療（精神通院）

Q 001331

社会福祉課 障がい福祉グループ ☎32-8900

精神疾患の医療費の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療等の給付を行います。

- 対象者 統合失調症やうつ病、その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状に該当する方
- 備考 自己負担は原則として医療費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

自立支援医療（育成医療）

Q 001329

社会福祉課 医療費助成グループ ☎32-8902

現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められるお子さんで、手術などの治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、医療等の給付を行います。

- 対象者 18歳未満の児童で身体に障がいを持つ方、または、これを放置すると将来障がいを残すと認められる方で、手術等によって障がいの改善が見込まれる方
- 備考 自己負担は原則として医療費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。（現在、栃木県では経過措置として自己負担上限月額を500円としています。）

Q 001388

重度心身障がい者医療費助成制度

社会福祉課 医療費助成グループ ☎32-8902

重度の心身障がい者に対して保険診療の自己負担分が助成されます。

- 対象者 市内に住所を有する身体障害者手帳1・2級の所持者、療育手帳A1・A2の所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者または身体障害者手帳3・4級所持者でIQ50以下の方
- 備考 65歳以上75歳未満の方で後期高齢者医療制度に加入されていない方は保険診療の1割相当額が助成の上限です。登録申請には身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、健康保険証、個人番号の確認できるもの、普通預金通帳（本人名義）が必要です。登録申請は社会福祉課窓口のみですが、登録後の医療費の助成申請は郵送でも受付できます。



生活に役立つ支援

意思疎通支援事業

Q 004087

聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳、要約筆記者の派遣を行います。

- 対象者 市内に居住する障がい者等で、聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方

移動支援事業

Q 000394

屋外での移動が困難な障がい者・児について、地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出の支援を行います。

- 対象者 市内に居住する障がい者等で、屋外での移動が困難な方
- 備考 自己負担は、原則としてサービス利用費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

訪問入浴サービス

Q 002346

医学的な理由や身体・家族及び住宅設備等により自宅において入浴することが困難な方の入浴支援を行います。

- 対象者 市内に居住し、自宅で入浴することが困難な障がい児・者のうち、医師が入浴可能と認めた方。ただし、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない方
- 備考 自己負担は、原則としてサービス利用費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

日中一時支援事業

Q 001988

障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

- 対象者 市内に居住する、身体、知的または精神に障がいのある方及び障がい児
- 備考 自己負担は、原則としてサービス利用費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

Q 008178

福祉タクシー利用券の交付

通院等で通常の交通機関を利用することが困難な方の外出を支援するため、タクシー利用券（500 円分）を月 6 枚分交付します。また、車イス等でタクシーを利用した際にかかる介助料のためのタクシー介助券（500 円分）を月 6 枚分交付します。

●**対象者** 1・2級の身体障害者手帳、1・2級の精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方

●**備 考** 申請日の属する月から当該年度末までの分を交付します。障害者手帳を持参してください。

避難行動要支援者名簿への登録

事前に登録することで、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に安否確認を行います。

●**対象者** 身体障害者手帳 1・2級、療育手帳 A1、A2、
精神障害者保健福祉手帳 1 級

心身障害者扶養共済制度

Q 006087

心身障がい児（者）を扶養している人（保護者）が加入し、一定額の掛金を納付することにより、加入者が死亡または重度障がいになったとき、障がい児（者）に一定の年金を生涯にわたり支給します。

●**対象者**

栃木県に住所がある 65 歳未満の健康な方で、次の心身障がい者（児）を扶養している方

- ・療育手帳の所持者、または知的障がい者（児）と判定された方
- ・身体障がいの程度が 1～3 級と判定された方
- ・その他、心身や身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記と同程度と認められる方（例えば脳性マヒ、進行性筋萎縮症、じん臓疾患などの内部障がい、自閉症、精神病などの障がい者）

Q 001516

NHK 放送受信料の減免

NHK宇都宮放送局 ☎028-634-0088

障がい者手帳の交付を受けている方がいる世帯で、以下の対象に当てはまる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。

●対 象

全額免除	半額免除
家族の中に、障がい者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方がいて、家族全員の市町村民税が非課税の世帯	①世帯主が、視覚または聴覚の身体障害者手帳をお持ちの方で受信契約者の場合 ②世帯主が、重度の障害者手帳（身体障害者手帳1～2級、療育手帳A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級）をお持ちの方で受信契約者の場合

有料道路通行料金の割引

🔍 001435

自ら運転をする身体障がい者、または心身障がい者が同乗して認められた車を介護者が運転する場合に、有料道路の道路通行料を割引する制度です。

●対象者

- ・本人運転の場合は、身体障害者手帳をお持ちの方
- ・介護者運転の場合は、身体障害者手帳「第1種」、または療育手帳「A」をお持ちの方

おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

🔍 001435

多くの方が利用するスーパーや病院等の施設にある障がい者用駐車場のうち、「おもいやり駐車スペース」として協力の申し出をいただいた駐車場を利用できる県内共通の利用証を交付しています。

●対象者

- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者及び難病患者のうち歩行困難な方
- ・妊産婦、傷病人であって、一時的に歩行困難な方

※具体的な基準については、お問い合わせください。

- 必要なもの 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証・特定医療費（指定難病）受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証・母子手帳のいずれか

🔍 000763

軽自動車税（種別割）の減免

税務課 資産税グループ ☎32-8892

障がいのある方のために使用する軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税（種別割）の減免を受けられる制度があります。軽自動車税（種別割）が減免される場合は、次の2つに分けられます。

減免の種類	申請に必要なもの
●身体障がい者等による減免 身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車、または身体障がい者、精神障がい者のために生計を一にする方が使用する軽自動車	●減免申請書（身障者等による減免用） ●車検証の写し ●運転免許証 ●印鑑 ●納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知書 ●障がい者手帳等（身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳） ●納税通知書（当該年度のもの）
●構造による減免 構造が身体障がい者等の利用に供する特殊な軽自動車、車いす移動車など	●減免申請書（構造による減免用） ●車検証の写し ●運転免許証 ●印鑑 ●納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知書（法人の場合は法人番号指定通知書） ●軽自動車の写真（側面及び後面で、後部のナンバーが読めるもの） ●納税通知書（当該年度のもの）

※納税義務者が手帳所持者または運転する方以外の場合、本人確認書類が必要です。

※障がい者1人につき1台の軽自動車のみとなります。また、普通自動車等で減免を受ける場合は、軽自動車で減免を受けることができません。

※毎年度の申請が必要です。納税通知書を持参のうえ、納期限までに市税務課へ申請してください。ただし、前年度より引き続き減免を受ける方は、市より事前に送付される減免継続申請書を返送していただくことにより継続できます。

※納付済みの場合は減免を受けられません。納付をする前に減免の申請をしてください。

栃木県自動車税事務所 ☎028-658-5521

身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障がいがあったりする方のために使用される自動車について、一定の要件のもとに自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）を免除（減免）しています。

●対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、免除（減免）を受けることができる方の範囲に該当する方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、一定の要件に該当する方
- ・療育手帳の交付を受けている方のうち、障がいの程度の欄に「A」、「A1」または「A2」と表示されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障がいの程度が1級の方

●対象となる自動車 専ら障がいのある方のために使用される次の自動車

- ・障がいのある方が所有（登録）し、運転する自動車
- ・障がいのある方または障がいのある方と生計を同じくする方が所有（登録）し、障がいのある方と生計を同じくする方が運転する自動車（障がいのある方が同乗して使用される必要があります。）
- ・障がいのある方または障がいのある方を常時介護する方が所有（登録）し、障がいのある方を常時介護する方が運転する自動車（障がいのある方が同乗して使用される必要があります。）



親の会、当事者団体、交流事業等

障がい児（者）当事者や保護者の支援・交流等を行う団体・事業です。

団体名	活動目的・概要等	問い合わせ先
下野市地域自立支援協議会	障がいのあるなしに係らず、安心して生活できることをめざし、施設・就労・教育・保護者等からなる協議会です。	社会福祉課 ☎32-8900
身体障害者福祉会	身体に障がいのある当事者同士で、情報交換、各種活動を実施しています。活動内容は、研修会・スポーツ教室・友愛訪問等です。	社会福祉協議会 ☎43-1236
心身障害児者父母の会	心身障がい児者の福祉の向上を図ることを目的とし、各種活動を通じ諸団体との交流を行っています。レクリエーション交流会などにより会員相互の親睦を図っています。	社会福祉協議会 ☎43-1236
おもちゃの図書館	ハンディのある子の「自立と社会参加」を目標に、ハンディのある子もない子も地域で共に豊かに育つ場、障がいを持つ子の兄弟姉妹とその家族の居場所、交流・情報交換の場を目指しています。	社会福祉協議会 ☎43-1236
精神保健福祉家族会	年数回、テーマを決めて情報共有と話し合いを実施しています。同じ立場、同じ境遇にある家族の交流の場になっています。	事務局：社会福祉課 ☎32-8900
いいこみ	支援学校・支援学級あるいはこばと園などの療育施設に通われている子どもまたは卒業した子どもをもつ親の会です。定期的に集まり、話し合いを実施しています。年数回開催し、情報交換の場所になっています。	代表：粥見(かゆみ)さん ☎44-7281
わかばクラブ	下野市周辺の幅広い世代の、主に軽度発達障がいを持つ子どもの親の会です。年数回茶話会を開催し、同じ立場・同じ境遇にある親同士の交流の場所になっています。	代表：古谷(こや)さん ☎090-1763-5578

栃木県重症心身障害児(者)を守る会	「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念に添い、重症心身障害児者のための福祉の向上や医療の充実をめざし、行政機関と連携を取りながら様々な活動を行っております。	会長：倉持(くらもち)さん ☎44-0616
とちぎ高次脳機能障害友の会	高次脳機能障害への理解を広め、適切な対応と支援の下社会参加ができるよう、講演会・定例会(毎月)・勉強会・家族相談会・レクリエーション等の活動をしています。	会長：徳元(とくもと)さん ☎028-638-4322
(財)日本ダウン症協会栃木支部(つくしの会)	子ども達の健やかな成長を願って、協力し合い、学びあいながら子育てをしています。活動内容は、おしゃべり広場(月1回)・リトミック(月1回)・療育訓練(年2回)・年代別活動等です。	支部長：饗庭(あいば)さん ☎028-634-7435
栃木県自閉症協会県南地区 県南自閉症児者親の会(いちごの会)	県自閉症協会では、啓発活動・講演会・研修会・茶話会・電話相談・会報やホームページによる情報提供をしています。 いちごの会では、バーベキュー・カラオケなどのレクリエーション活動及び会報を発行しています。	栃木県自閉症協会事務局 ☎028-612-6477



あすてらすしもつけ

下野市社会福祉協議会 ☎43-1250

認知症高齢者や障がいのある方々が安心して地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に対する相談、情報提供・苦情処理等の援助や、日常生活に必要な金銭管理等の援助を行います。

- 対象者** 認知症高齢、障がいなどにより判断能力が十分でない方で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安のある方

声かけふれあい収集

Q 001505

高齢福祉課 ☎32-8904

高齢や障がい等により、ご自身で家庭ごみを出すことが困難で、身内等の支援を受けることが難しい方に対し、週 1 回見守りを兼ねて家庭ごみを回収します。

- 対象者** 次のいずれかの方のみで構成される世帯の方
 - ①65 歳以上で、要介護認定を受けている方
 - ②身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1 級または 2 級に該当する方
 - ③療育手帳の交付を受け、A 1・A 2 に該当する方
- 備 考** 利用する場合は、緊急時の連絡先の登録が必要になります。

安否確認・緊急通報システムの貸与

Q 001016

高齢福祉課 ☎32-8904

ひとり暮らしの身体障がい者等で体調等に不安を感じている方に、安否確認機能のついた緊急通報システム機器を貸与します。

- 対象者** 概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方、またはひとり暮らしの身体障がい者の方で、身体障害者手帳 1・2 級に該当する方
- 備 考** 設置する場合は、緊急時の連絡先や協力者の登録が必要になります。市が利用料の一部を負担し、利用者は毎月 300 円（固定電話回線使用機器）/800 円（携帯電話回線使用機器）を負担します（口座引き落とし）

高齢福祉課 ☎32-8904

徘徊の見られる認知症高齢者及び所在が不明となる可能性がある障がい者等の居場所を早期に発見し、安全を確保するため、GPS 機器の利用に係る費用の一部を助成します。また、連絡先等が分かるQRコード付きシール等を配付して家族介護者が安心して介護できる環境を整えます。

- 対象者** 市内に住所を有し居住する方で、同じく市内に住所を有し居住する次のいずれかに該当する方を在宅で介護されている家族の方。
 - ・要介護又は要支援の認定を受け、認知症による徘徊等が見られる方
 - ・所在が不明となるおそれがある障がい者・障がい児
- 備 考** GPS 機器の利用に係る費用を一部助成します。利用者は一月当たり 440 円の利用料を負担します。また、QR コードシール等の費用は市が一部負担し、利用者は年間 1,100 円（シール）/1,320 円（アイロンプリント）のサービス利用料を負担します。

市内の施設を利用したい

市内の障がい福祉サービス施設・事業所

障がい福祉サービスを行う施設・事業所です。

サービスの利用については社会福祉課障がい福祉グループ☎32-8900 にお問い合わせください

就労継続支援 B 型事業所なのはな・すみれ

Q 001360

知的・身体・精神の障がいがある方を対象に、軽作業等を通して自立を促進するための施設です。旧国分寺西小学校を改修して、校舎を事業所として利用しています。

梱包材料袋詰め、菓子箱折、カメラ部品、自動車部品組み立て、旅行用ネームタッグ、シール貼り、廃材の解体分別、唐辛子の選別作業等の軽作業を行っています。

また、生活能力の向上を目的とした買い物外出といったレクリエーションのほか、栃木県障がい者スポーツ大会、下野市ふれあいふくし運動会、下野市ふくしフェスタへの参加、近隣の高齢者との交流などの活動も行っています。

◎所在地：川中子 3278

◎TEL：0285-32-6778



エール（就労継続支援 B 型）

Q 000169

エールは知的に遅れのある人や、体に不自由のある人の「仕事」と「暮らし」を応援する自立支援施設です。

障がい（ハンディキャップ）のある人が、地域社会の中で就労と生活の場を持てること、そして何よりそれが楽しいことであるよう応援する施設です。具体的には、パン・焼き菓子の製造販売、清掃作業、ビーズ製品や布製品などの製作販売、ガチャガチャや折り紙の袋詰めなどの軽作業を行っています。レクリエーションとして、お花見会、カラオケ大会、夏祭り、小旅行、クリスマス会、おもちつき忘年会、初詣、季節のお楽しみ会等を行っています。

楽しい行事も沢山あり、楽しい仲間と笑顔で過ごすための施設です。

◎所在地：薬師寺 3150-1

◎TEL：40-7500/FAX：29-7470



工房つばさ（就労移行支援・就労継続支B型・生活介護）

Q 000829

【就労移行支援】

一般の企業への就労を希望する障がいをお持ちの方に、一定の期間訓練を通じ、就労に必要な知識の獲得や能力向上の為に訓練を行います。

【就労継続支援B型】

一般企業での就労が困難な障がいをお持ちの方に対し、施設内での作業訓練としてパン菓子製造、軽作業（お菓子の箱折り、文房具の箱詰め、野菜の袋詰め）、農作業（季節の野菜栽培、つけ物や揚げ煎餅製造等の食品加工）を行っています。作業訓練以外に、余暇活動として年に数回、買い物外出やバス旅行を行っています。

【生活介護】

身体等に重い障がいのある方がここに通う事により、食事、排泄、身辺介護等の生活支援や機能訓練、余暇支援を受けることにより、その人らしい生きかたが出来るよう支援します。希望により、ワーク班ではリサイクルを中心とした作業訓練を日課に取り入れ、工賃の支給も行っています。

◎所在地：箕輪 425-1

◎TEL：40-0388/FAX：40-6700



就労支援事業所大陽

Q 004136

（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）

「就労支援事業所大陽」では、障がいをもっている方が、仕事を通じ、自立した生活を送るための支援をします。専門知識を持った職業指導員を配置し指導することで、よりの確な作業能力の向上を目指します。ひとりひとりの目的や希望に添いながら、作業内容等を徐々にステップアップしていき、一緒に自立を目指しましょう。

◎所在地：下古山 3305-1

◎TEL：39-6361/FAX：39-6362



Enishi（えにし）（就労継続支援 B 型・生活介護）

🔍 006169

Enishi（えにし）は、下野市の JR 石橋駅から徒歩 5 分の場所にある就労継続支援 B 型事業所です。収穫した野菜の検品、袋詰め、袋へのシール貼り、簡単なパッケージ詰めといった、内職作業を中心とするアットホームな事業所です。

あなたの障がいやその日の体調に合わせて、週 1 日や半日でもご利用可能です。「丸一日働けるか心配・・・」

「調子が良い日は 1 日働きたい。」という方でも、安心して働くことができます。

「障がいを持っているから働けないのではないかな？」

「誰に、どこに相談すれば良いか分からない……」

ちょっとお茶を飲みに行くような、気軽な気持ちでご連絡ください。

◎所在地：石橋 620-5

◎TEL：35-4398/FAX：050-3161-7096



トータスアカデミー（就労継続支援 B 型）

🔍 006170

トータスアカデミーは、県内初の水産事業を行う就労継続支援 B 型事業所です。

他企業からの受注作業ではなく、全て事業所内で作業とサービスを創造しています。

トータスアカデミーで取り扱う生体は「メダカ」です。

生き物を育て繁殖にもチャレンジすることで生命の神秘に触れる事ができます。また、生き物は眺めているだけでも情緒安定につながります。

ゆったりとした時間の流れの中で各々がやりがいを見つけて活躍できるような事業所を目指します。

令和 3 年夏から国産生きくらげの生産に施設外就労で取り組んでいます。

コンテナを使用し栽培をするため 1 年を通じて栽培収穫ができ、空調も管理されており夏は涼しく、冬は暖かい環境で作業が可能です。

自分で育てた生きくらげが出荷され、お客様に届く喜びを感じ、就労経験を積むことができます。

◎所在地：薬師寺 968-1

◎TEL：39-7377/FAX：39-7373



そらイロ（就労継続支援 B 型）

Q 008692

労継続支援 B 型事業所「そらイロ」では、障がいがある方の「働きたい」という想いをサポートしています。

生産活動を行い、社会の中で働くことの楽しさを経験し、やりがい・生きがいを見つけていくことを目標にしています。それぞれ合ったペースで、一人ひとり、向き合っていきます。まずは週 2 回からの利用でも OK。徐々に日数を増やしていきましょう！

【作業内容】折り紙やアクセサリーの袋詰め、簡単な軽作業などそらイロではお楽しみ会もあり、就労だけでなく、季節を感じながらそらイロが居心地の良い場所になればと思っています。まずはぜひ見学にいらしてください。お待ちしております！

◎所在地：下古山 582-1

◎TEL：38-6313/FAX：38-6314



あいびい（就労継続支援 B 型）

Q 008906

令和 6 年 2 月に開所しました。

「あいびい」就労継続支援 B 型事業所では、共に笑い・共に勤しみ・共に成長するという 3 つのモットーを基本に地域の方々と「共生」を目指しております。

「あいびい」という名前の意味は、人とのつながりや絆が途切れないようにという願いと又、「愛される B 型」事業所を目指しております。

【作業内容】

シール貼り、PC 作業、デザイン作成、創作活動、簡単な事務作業

【行事】

半年に 1 度：避難訓練

月 1 の回レクリエーション：お料理教室、ガーデニング、DIY、買物体験、ミニ遠足、クリスマス会等

◎所在地：下坪山 1815-2

◎TEL：42-8989



就労継続支援 A 型事業所 ハッピーライフ自治医大駅前

008992

ハッピーライフ自治医大駅前は令和 6 年 3 月開所の
就労継続支援 A 型事業所です。

栃木・茨城エリアで 4 拠点展開しております。

精神・療育・身体手帳を所持している方が対象となり、
雇用をされ賃金の保証がある中訓練を受け、一般就労を
目指していくサービスです。

事業所の中や企業での就労等、様々な働く機会の提供を
しており、サポートを受けながら安心して働くことができます。
見学を随時受付けておりますのでお気軽にご連絡下さい。

【業務内容】

事業所内：箱折り・シールはり等

施設外：青果市場で野菜の袋詰め・物流倉庫でのピッキング業務等

※仕事内容が変更することもあります。

仕事探しのサポートや履歴書添削、面接練習や同行・就職後のアフターフォローも充実しております。

◎所在地：医大前 3-2-2 小泉ビル 201

◎TEL：37-7323/ FAX：37-7324



龍興寺交流センターひびき（就労継続支援 B 型支援）

009548

障がいのある人たちが働きながら、住み慣れた地域で
自立した生活ができるよう、利用者の個性や障がい
特性を尊重し、それぞれの能力に応じた支援に努めて
まいります。

旧薬師寺小学校を利用したレンタルスペースの管理、
地域交流サロンを運営し、コミュニケーション能力を磨き、
地域の方と触れ合いながら働くことができます。

【就労内容】

ふれあいサロンの運営。

施設・グラウンド管理・清掃、受付接客業務、備品貸出、
パソコンを使った事務作業など。

近隣農家の手伝い、漢方入浴剤の製造販売等。

◎所在地：下野市薬師寺 1412-1（旧薬師寺小学校）

◎TEL：48-0115/ FAX：48-0414



社会福祉法人下野会は 1972 年の設立以来、40 年以上にわたり障がい児施設国分寺学園を運営してきました。平成 25 年 7 月には新・国分寺学園が竣工し、さらに手厚い支援ができるようになりました。利用者の方々の安心・快適な環境を大切にして、集団生活のルールやあいさつ、身の回りのことができるように、日常生活の自立のために必要な訓練や職業的訓練を支援していきます。

◎所在地：国分寺 1127-1

◎TEL：44-1478/FAX：44-5666



下野市こども発達支援センター こばと園（児童発達支援）

Q 000224

下野市こども発達支援センターこばと園は、お友達とうまく遊べない、言葉がゆっくりである、落ち着きがない、こだわりがある等、発達に心配のあるお子さんたちに小集団で運動遊びや感覚遊び、リズム遊びなどの療育を行う児童発達支援施設（未就学児）です。

お子さんたちが療育の中で成長体験を増やし、自尊感情を高めることで成長できるよう支援しています。また、保護者の方に寄り添いながら相談支援も行っています。

見学も可能ですので、希望される方はお問い合わせ願います。

◎所在地：下古山 1220 きらら館内

◎TEL：44-6783/FAX：52-1300



下野市こども通園センター けやき

Q 004138

（児童発達支援・放課後等デイサービス）

下野市こども通園センターけやきでは、発達が気になるお子様の成長をご家族と一緒にサポートいたします。お子様一人ひとりの発達段階に合わせ、運動・言語・生活習慣など、遊びや学びを通し豊かな成長が遂げられるよう、様々な療育プログラムを実施いたします。

◎所在地：駅東 3-1-19

◎TEL：40-0909/FAX：37-7773



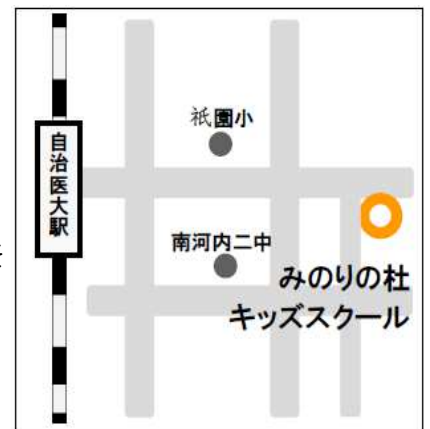
みのりの杜キッズスクール 自治医大（放課後等デイサービス）

Q 005432

みのりの杜キッズスクールでは、安全で安心できる集団生活の場を用意し、子どもたちの健全な成長を目的とした、利用児童・保護者の方の思いに寄り添える支援サービスを提供します。初めは慣れない環境の中で戸惑いもあると思いますが、「明日もみのりの杜キッズスクールに行くよ！」と子どもたちに言って頂ける療育、訓練の場を提供することと同時に子どもたちを中心に、ご家族も集える場を目指していきます。

◎所在地：祇園 5-32-1

◎TEL：40-8201/FAX：40-8202



こどもサポート教室「きらり」下野校

（児童発達支援・放課後等デイサービス）

Q 005435

こどもサポート教室「きらり」下野校は、発達に課題があり支援を必要とするお子様を対象とした障がい児通所支援事業所です。お子さま一人ひとりの発達状況や、保護者様の意向を伺いながらオーダーメイドの支援計画をたて、マンツーマンを主とした『個別療育』を行います。

◎所在地：駅東 6-5-1

◎TEL/FAX：38-8803



トータスジュニア下野・自治医大

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

005433

006168

トータスジュニアでは、運動・学習・あそびを通じて様々な体験、学習、仲間との交流などから「できた！」という成功体験を数多く提供し、日常生活における基本動作や考えること、挑戦すること、コミュニケーションの楽しさを伝えます。「できなかったことができるようになる」という成功体験を数多くすることで、子どもに自信がつきます。

通い始めて約3か月で成長が見て取れるお子さんもいらっしゃいます。

●トータスジュニア下野

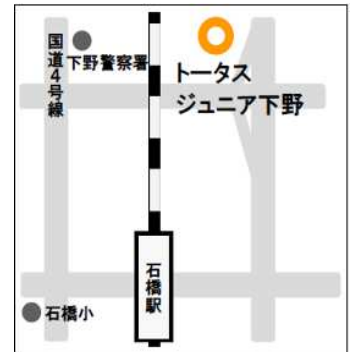
◎所在地：下古山 2522-1

◎TEL：38-6740/FAX：38-6775

●トータスジュニア自治医大

◎所在地：薬師寺 968-1

◎TEL：32-6666/FAX：32-6570



ASKA club pure (アスカ クラブ ピュア)

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

008758

2020年11月開所致しました。「ASKA club pure (アスカクラブピュア)」です。ASKA club 大平に続き、下野市にスポーツ特化型児童発達支援事業・放課後デイサービスをオープン致しました。「運動メニュー」を軸に運動を通して集団活動、個別活動を行ないます。専門のスポーツ講師が直接指導します。お子様の得意を伸ばしながら将来の自立就労、自立支援に向けて療育を行っております。

◎所在地：医大前 2-5-15

◎TEL：43-2525/FAX：43-1239



てらびあぽけっと自治医大駅前教室

Q 008551

(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

てらびあぽけっと自治医大駅前教室は、段階別のセラピーをたくさん・小さく・確実にマンツーマン指導いたします。ABA（応用行動分析）の考えに基づいて、将来的に目指す行動に対し、今できることからプログラムを作成していきます。保育所等訪問支援もしておりますので、園活動における困り感や小学校進学へのタイミングもサポート。放課後等デイサービスでは、学習支援や社会におけるマナーやコミュニケーションを小集団で取り組むことで学校などの集団生活をサポートいたします。未就学児から小学生への一貫指導をいたします。

◎所在地：祇園 1-7-23 堀之内ビル 1 階

◎TEL/FAX：37-8709



重症児デイサービス DAIJI

Q 008688

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

重症児デイサービス DAIJI では、一日最大 5 名のお子様をお預かりし、1 日(9～16 時＊最長 17 時)を通しサポートをしています。

児童発達支援は、医療的ケアを必要とする重症児（未就学児）のお子様の療育を目的としています。

放課後等デイケアは、医療的ケアを必要とする重症児（就学児）のお子様の療育を目的としています。

◎所在地：薬師寺 2859-3

◎TEL/FAX：39-7916



多機能型重症児・者デイサービス 俱に（ともに）

Q 009791

（児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護）

多機能型重症児・者デイサービス俱に（ともに）は、
2025 年 6 月に開設いたしました。

医療的ケアや日常生活に支援が必要な重症心身障がい児・者の方々が、
安心して通える居場所として、専門スタッフが一人ひとりの状態や
ご家族の想いに寄り添いながら支援を行います。

当施設では、保育士・看護師・介護職員・機能訓練指導員等が連携し、
医療的ケアや個別支援計画に基づく日中活動、リハビリ支援などを行います。また、季節の行事や
創作活動を通じて、利用者さまにとって楽しく、心豊かな時間を提供しています。

地域とのつながりを大切にし、ご家族の負担軽減にも積極的に取り組んでまいります。

ご利用者・ご家族様の一人一人が健康で笑顔あふれる生活ができるよう、俱に歩みます。

ご見学やご相談も随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

◎所在地：柴 769-126

◎TEL：39-8730/FAX：39-8720



クローバーふたば

Q 009176

（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

2024 年 4 月にオープンした新しい施設です。

運動療育を中心として心や体を育てることを目標としています。

感覚統合をモチーフにした運動プログラムを取り入れ、

基本的な体力や視知覚機能の向上を促すトレーニングをしています。

運動以外にも学習や社会性、生活面などの関する多彩なプログラムを
準備しています。

長所や個性を大切にした個別療育及び小集団療育を基本とし、
人との関わりを通して豊かな心を育めるように支援します。

具体的に褒めることを通して自己肯定感を高めます。

◎所在地：下古山 3-12-27

◎TEL：39-8730/FAX：38-7308



下野市地域活動支援センター ゆうがお

Q 000549

地域で生活する精神障がい者の方の通所施設です。

一人ひとりの利用目的に沿って、創作活動や生産活動などの機会の提供や、対人関係などの日常生活上の困りごとの相談支援を行っています。

また、社会生活の交流の場や居場所としてご利用いただけます。見学・体験利用を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

◎所在地：石橋 950-2

◎TEL/FAX：53-4621



小山富士見台病院デイケア はばたき

Q 000272

退院はしたがすることがない、話相手や友達が欲しい、生活のリズムを整えたい、働く準備をしたいなどのお悩みを感じている方が、グループ活動を通して社会生活をスムーズに送れるように支援を行っています。具体的には、物を作ったり、カラオケ、スポーツ、演劇活動、調理実習等を行っています。

◎所在地：柴 1123

◎TEL：44-0200/FAX：44-8163



グループホーム ひかり・のぞみ

Q 000213

富士見ハイツ（ひかり、のぞみ）は、世話人が配置されています。利用者の方の食事の提供や、金銭、服薬等の管理を行っています。時には、世話人と一緒に食事を作ったりすることもあります。なお、利用者の方は、当施設の協力医療機関でもある小山富士見台病院のデイケアに通所され、日中活動の場として利用されています。

◎所在地：柴 ◎TEL：（医）心教会 44-0200

共同生活援助 小鳥の宿

知的に障がいのある方が共同で生活を行う場所です。世話人や生活支援員が食事、金銭、生活上の支援や相談に応じ、日中は職場や施設に通います。

◎所在地：駅東 ◎TEL：（福）はくつる会 37-6832

グループホーム 国分寺

知的に障がいのある方が共同で生活を行う場所です。

◎所在地：国分寺 ◎TEL：（福）下野会 44-1478

ソーシャルインクルーホーム 下野下古山Ⅰ・Ⅱ／下野仁良川Ⅰ

日中サービス支援型のグループホームです。日中活動をされている方はもちろんのこと、日中活動先がない（通うのが難しい）障がい者の方でも入居可能で、中重度の障害を持ったご利用者様が大多数です。知的・精神・身体などの様々なすべての障がい者を受け入れ可能です。

◎所在地：下古山／仁良川 ◎TEL：下古山 32-6833／仁良川 37-8032

身近な相談窓口

下野市障がい児者相談支援センター

🔍 004135

☎/FAX 37-9970

障がい者や、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

●対象者 市内に居住する、身体、知的または精神に障がいのある方、難病の方、発達障がいの方及び障がい児の保護者

福祉まるごと相談窓口

🔍 008460

社会福祉課 地域共生グループ ☎32-7087

どこに相談したら良いかわからない福祉に関する困りごとを受け止め、様々な分野の相談支援機関と連携しながら、課題解決に向けてお手伝いします。

●主な対象者（本人・家族・関係者）

- ・福祉に関して、どこに相談したら良いかわからない方
- ・ひきこもりなど、いまある福祉制度には当てはまらないことでお悩みの方

下野市成年後見サポートセンター

🔍 008191

下野市社会福祉協議会 ☎43-1236

成年後見制度にかかわる総合的な相談に応じています。また、家庭裁判所への申立て手続きや書類作成のアドバイスなど、制度の利用に向けてお手伝いします。

●主な対象者

- ・認知症等により判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者
- ・本人の家族及び支援関係者

心配ごと・悩みごと相談、法律相談

🔍 007010

下野市社会福祉協議会 ☎43-1236

民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談委員による「心配ごと・悩みごと相談」と弁護士による「法律相談」事業です。住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行います。

●対象者 市内にお住まいの方 ●場 所 ゆうゆう館

●備 考 各相談日等は、毎月の広報しもついでご確認ください。（法律相談は要事前予約）

健康相談

Q 002726

健康増進課 ☎32-8905

特定健診の結果についてよくわからない、生活習慣病やメタボリックシンドロームが心配など、ご自分やご家族の身体や心の健康について、保健師や管理栄養士等が相談に応じます。相談を希望される方は、事前にお問い合わせください。

こころの健康相談

Q 008352

健康増進課 ☎32-8905

精神科医が対応する「こころの健康相談」を年6回実施しています。予約制になりますので、相談を希望される方は事前にご連絡ください。また、開催日等については「広報しもつけ」または市のホームページをご覧ください。



参考資料

障がいに関するシンボルマーク



ヘルプカード（下野市）

障がいのある人が、いざというときに、必要な支援や配慮を周囲の人をお願いしやすくするためのカードです。緊急連絡先やかかりつけ医、健康状態等が記載されています。

ご存じですか？

障がいのある人に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや表示があります。

マナーと思いやりを持って、これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力をお願いします。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。栃木県でも平成 29 年 8 月 1 日からこのマークを導入しています。（栃木県）



おもいやり駐車スペース利用証

店舗や病院などに設けられている、障がい者や妊産婦などのための駐車スペースを利用できる方であることを明らかにするため、栃木県で共通の利用証を交付する「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を実施しています。（栃木県）



身体障がい者マーク

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示は努力義務です。

危険防止のためや、やむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に対して無理に幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。（警察庁）



障がい者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。車いすを利用する方に限らず、全ての障がい者を対象としています。

（財団法人日本障害者リハビリテーション協会）



聴覚障がい者マーク

聴覚障がいがあることを理由に免許の条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示は努力義務です。

危険防止のためや、やむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に対して無理に幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。（警察庁）



視覚障がい者のための国際シンボルマーク

世界盲人会連合で 1984 年に制定された視覚障がい者のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。（社会福祉法人日本盲人福祉委員会）



ほじょ犬マーク

盲導犬、介助犬、聴導犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法が施行され、補助犬は公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも同伴することができるようになりました。（厚生労働省）



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

このマークを提示された場合は、相手が聞こえに不自由があることを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。
(社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)



オストメイトマーク

人工肛門・人口膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。

(社団法人日本オストミー協会)



ハート・プラスマーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

(特定非営利活動法人ハート・プラスの会)

市のホームページを 簡単に検索



市のホームページ トップ画面



市のホームページ ホーム画面

各制度に表示している
6ケタの数字 **Q 001440** を、
下野市のホームページの検索
バーに入力し検索すると、簡単
に検索することができます。

【例】障害者総合支援法による
サービスのページを検索
するとき(1ページ)
ホームページの検索バーの
「ID」ボタンをチェックし、
検索窓に「001440」と入力
し「検索」ボタンをクリック

問い合わせ先

〒329-0492 下野市笹原 26 番地

下野市社会福祉課障がい福祉グループ

TEL : 32-8900 FAX : 32-8601